

報道関係者 各位

令和4年5月16日

【照会先】栃木労働局労働基準部健康安全課

健康安全課長 野澤 卓也

地方安全専門官 斎藤 敏男

電話 028-634-9117

労働災害防止を緊急要請します

～ 栃木県内の労働災害が平成10年以降で最多 ～

栃木労働局(局長 ^{ふじなみたつや} 藤浪竜哉)は、栃木県における令和3年の休業4日以上の労働災害が2,312人となり、4年連続の増加かつ平成10年以降最多となったことを受け、緊急の労働災害防止対策『Aない声かけ運動！プラス』(別紙1及び別紙2)を展開することとしました。

このため、関係団体への緊急要請を下記により実施します。

要請は公開で行いますので、是非、取材にお越しく下さい。(※)

- 1 日時 令和4年5月19日(木)午前10時(所要時間約30分)
- 2 場所 栃木労働局 5階小会議室
(宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎)
- 3 対象団体 別紙3のとおり
- 4 内容
(1) 栃木労働局長挨拶
(2) 要請等の趣旨説明
(3) 要請書交付

※ 取材にお越し頂ける場合は、準備の都合上、あらかじめ(前日までに)上記照会先までご連絡いただきますようお願いいたします。

なお、栃木労働局(宇都宮第2地方合同庁舎)にお越しの際は、現在、出入口が変更となっています。別紙4をご参照の上、お気をつけてお越しく下さい。

また、駐車場への入場には、前記のような状況から相当時間(20分程度)を要する場合があります。余裕をもってお越しく下さるようお願いいたします。

『Aない声かけ運動！プラス』実施要綱

栃木労働局

1 趣旨

栃木県における令和3年の休業4日以上労働災害は2,312人（前年より315人、15.8%増）と急増し、4年連続で増加しました。労働災害は平成21年の1,722人を底に下げ止まりの状況が続いていますが、2,000人を超えたのは平成20年（2,035人）以来で、平成10年（2,260人）の水準となりました。

労働災害の減少が停滞している要因として、転倒や動作の反動（腰痛等）といった、行動に起因する災害（以下「行動災害」という。）の増加や高齢労働者の災害の増加が考えられます。また、墜落・転落やはさまれ・巻き込まれなどの在来型災害においても、機械や設備といった働く環境における危険を取り除く取組が進む一方で、安全の作業手順等を省略するなどの不安全行動に起因した災害も依然として発生しており、これも要因の一つといえます。

このため、労働災害を減らすためには行動災害を減らしていく必要がありますが、行動災害の起因となる行動（以下「あぶない行動」という。）は、集中力を欠いた作業による間違った動作や手順をとっさに直そうと手を出すなどの“あわてる”動作、気持ちや時間に余裕がないなどによって生じる“あせる”気持ち、このくらいなら事故にならないだろうなどの安全ルールや労働災害を軽く考える“あなどる”意識が原因といえます。

そこで、栃木労働局においては、栃木県内で働く一人一人が安全意識をより一層高め、頭文字が「A（あ）」で始まる“あわてる”“あせる”“あなどる”“あぶない行動”を‘しない・させない’ための「Aない声かけ運動！」に、職場ごとの課題に応じた対策をプラスして効果的に取り組む『Aない声かけ運動！プラス』を実施することとしました。

2 実施期間

本期間 令和4年6月1日から令和5年3月31日まで

（準備期間 令和4年5月9日から令和4年5月31日まで）

3 キャッチフレーズ

“あわてず あせらず あなどらず”

4 実施事項

<準備期間中の実施事項>

- 本運動を積極的に実施する旨の方針を表明する。
- 事業場や職場などの単位で課題を決める。
- 「声掛け運動」に積極的に取り組むことができるよう必要な環境整備を行う。

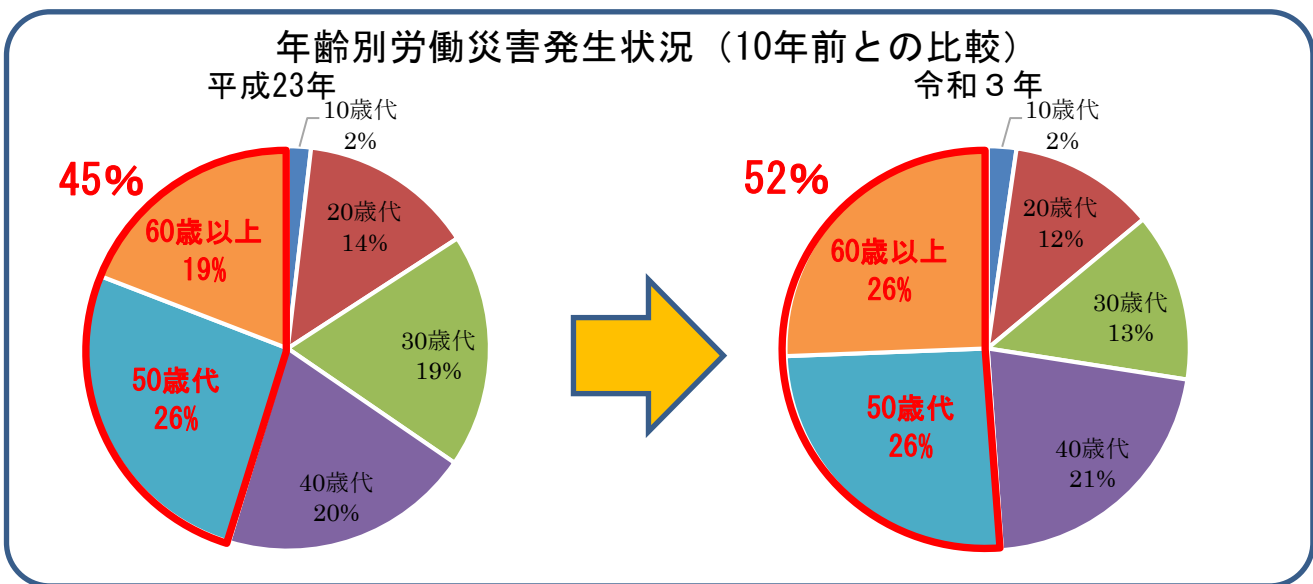
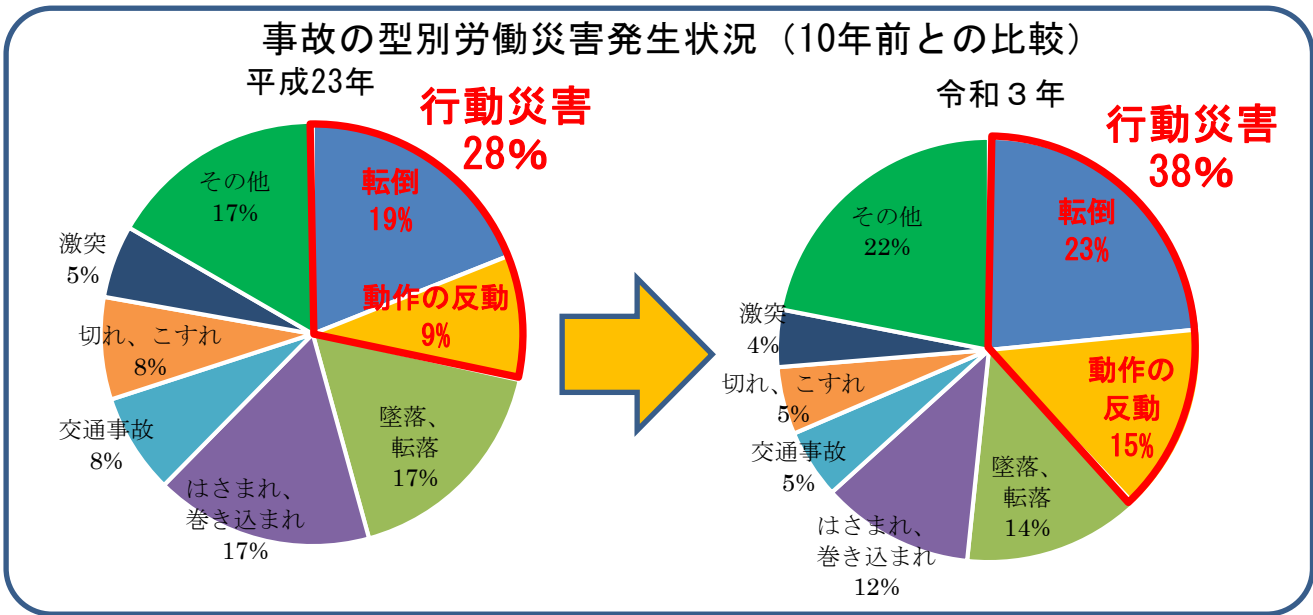
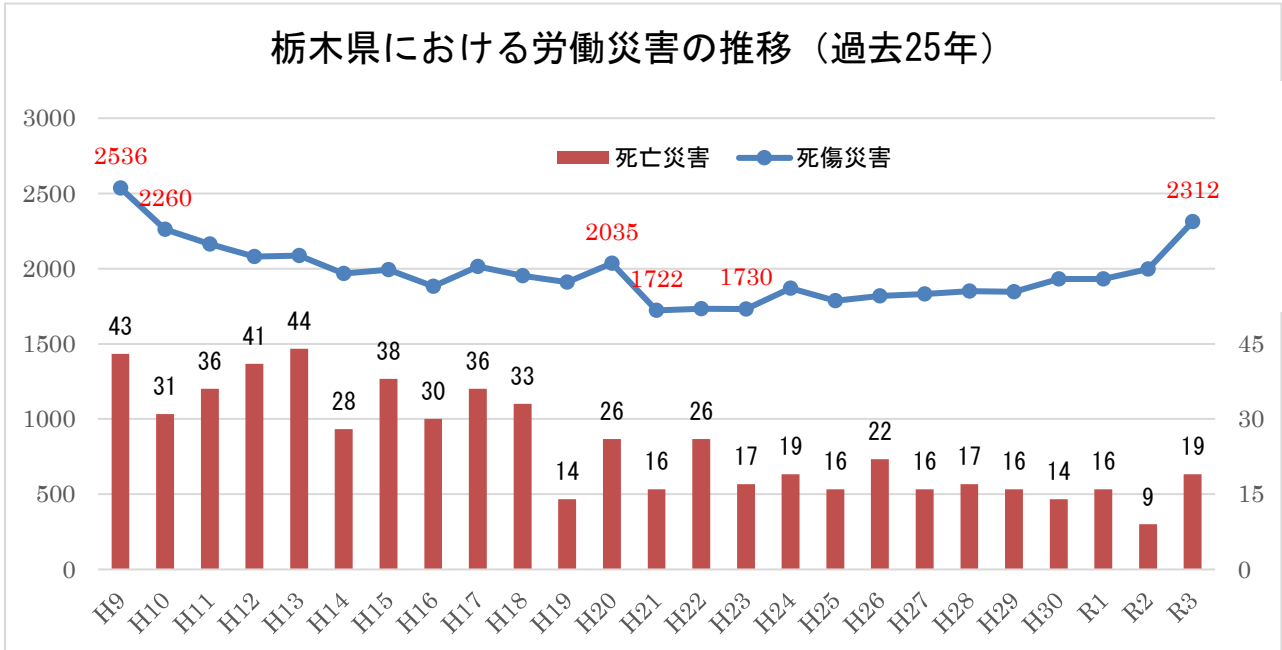
<本期間中の実施事項>

- 働く一人一人が同僚等の安全を気遣うという意識で積極的に声をかけあう。
- 職場パトロール等の機会を活用して、「声かけ」の取組状況を確認して必要な助言指導を行う。作業員が声をかけあい、安全行動に取り組んでいることを確認したときには、「褒める」、「労をねぎらう」などの声かけを積極的に行う。

<声かけのタイミング>

- 作業が不慣れなため戸惑いながら作業を行っているとき
- 作業手順を守らずに作業を行っているとき
- 一点に集中し、まわりを見ずに行動しているとき
- 注意力が散漫になっているとき
- 忙しさのあまり、あわてて（焦って）作業を行っているとき

【労働災害発生状況】



A ない声かけ運動！プラス

令和4年6月1日～令和5年3月31日

(準備期間 令和4年5月9日～令和4年5月31日)

栃木県における休業4日以上労働災害が急増しています。

令和3年は2,312人（前年より315人、15.8%増）と、4年連続で増加しました。2,000人を超えたのは平成20年（2,035人）以来で、平成10年（2260人）の水準です。

労働災害は平成21年の1,722人を底に下げ止まりの状況が続いておりますが、その要因として、転倒や動作の反動（腰痛等）といった、行動に起因する災害（行動災害）の増加などが考えられます。

そして、行動災害の起因となる“あぶない行動”は、

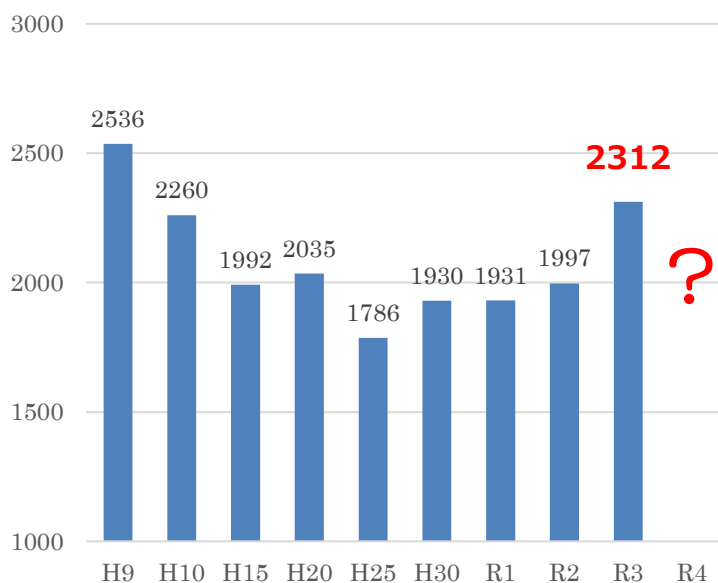
- 集中力を欠いた作業に起因する間違った動作や手順を咄嗟に修正するなどの“あわてる”動作
- 気持ちや時間に余裕がないなどによって生じる“あせる”気持ち
- これくらいのことなら事故にならないだろうなどの安全ルールや労働災害を軽く考える“あなどる”意識

が原因となります。

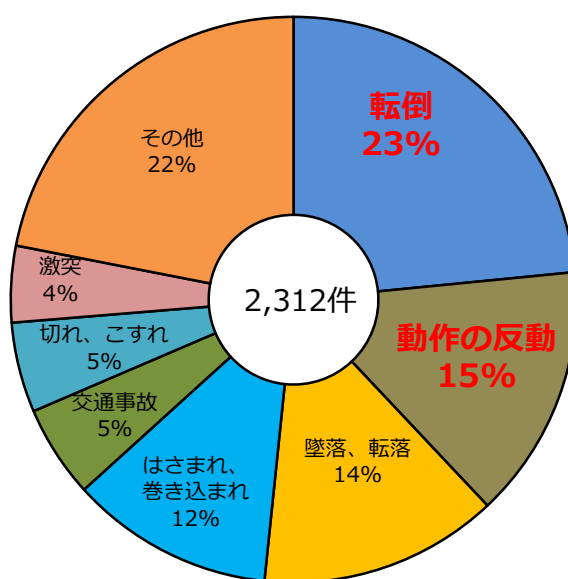
“あぶない行動”を「しない・させない」ため、職場内で声をかけ合って、“あわてる”“あせる”“あなどる”を「しない・させない」に取り組み、労働災害防止に取り組みましょう。

また、取り組みに当たっては、事業場等における課題に応じた対策をプラスして効果的に取り組みましょう。

労働災害の推移



令和3年 事故の型別労働災害発生状況



栃木労働局・労働基準監督署

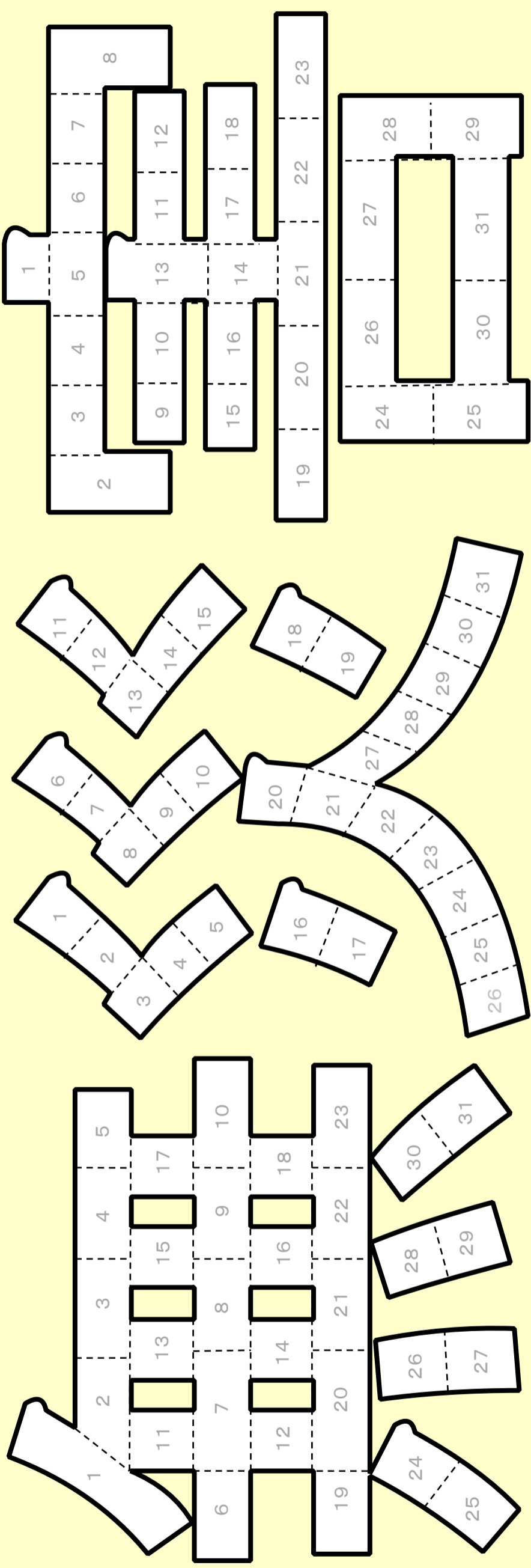


『Aない声かけ運動! スラスラ』実施中!

～ 合言葉は “あわてず” “あせらず” “あなどらず” ～

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

【今期の重点対策】



声かけに取り組もう!
「あふない行動」ゼロを目指して!

【職場名】

要請対象団体

< 労働災害防止団体 >

一般社団法人栃木県労働基準協会連合会

建設業労働災害防止協会 栃木県支部

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 栃木県支部

林業・木材製造業労働災害防止協会 栃木県支部

< 事業者団体 >

一般社団法人栃木県経営者協会

< 労働組合 >

日本労働組合総連合会 栃木県連合会

【宇都宮第2地方合同庁舎】 出入口変更のお知らせ

令和4年5月10日から令和5年3月末までの約11か月間、増築工事のため、庁舎の出入口が変更となります。

従来、お車の入庫は、庁舎正門（平成通り側）からとなっていました。増築工事に伴い、**令和4年5月10日**から庁舎南門へ変更となります。

庁舎正門（平成通り側）からの入庫はできなくなりますので、あらかじめご了承ください（下記図参照）。

なお、増築工事期間中は、敷地内駐車場の駐車台数が限られるため、できるだけ公共交通機関をご利用頂けます様、ご理解・ご協力をお願いいたします。

栃木労働局 局長

